

よくある質問

Q1 評議員の任期はどうなりますか？

A1 評議員の任期は通常4年（選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで）です。本人の意思により評議員を任期途中で辞めることも可能です。



Q2 評議員会は年に何回開かれますか？

A2 毎年度1回の定時評議員会のほか、何回開催されるかは個々の社会福祉法人によって異なりますが、通常は毎年度2～3回程度です。

Q3 評議員会はどのような権限をもっていますか？

A3 評議員会は、社会福祉法人の運営に係る重要事項の議決機関として、社会福祉法に規定する事項及び各法人の定款で定めた事項に限り、決議することができます。

社会福祉法には、評議員会の決議が必要なものとして以下のような事項が規定されています。

- ・ 理事・監事・会計監査人の選任及び解任
- ・ 理事等の責任の免除（一部・全部）
- ・ 理事・監事の報酬等の決議
- ・ 役員報酬等基準の承認
- ・ 計算書類の承認
- ・ 定款の変更
- ・ 解散の決議
- ・ 合併の承認
- ・ 社会福祉充実計画の承認

Q4 他に仕事を持ちながら評議員になることは可能ですか？

A4 他に仕事をしながら評議員として活動することは可能です。報酬はそれぞれの法人の定款に定められますが、無報酬であったり評議員会等の会議出席に応じて定額の謝礼が支払われる場合が多いと思われます。

Q5 ボランティアの経験があり、福祉のことは少しはわかりますが、経営についてはまったく知識や経験がないのですが大丈夫ですか？

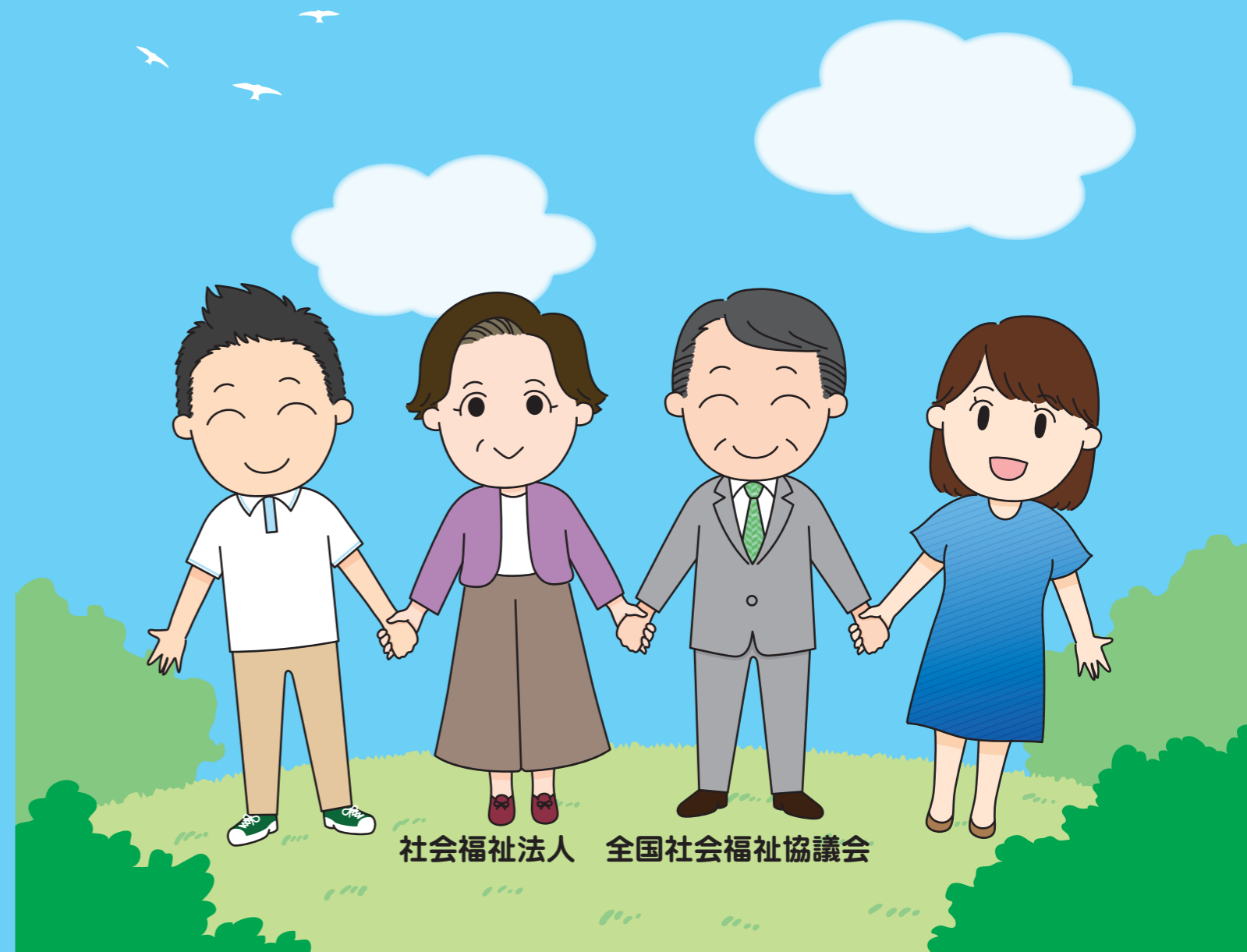
A5 評議員は、「社会福祉法人の適正な運営に関して識見を有する者」からふさわしい人を法人が選ぶこととしています。地域の福祉ニーズに通じている人、法律や経営に明るい人など、それぞれの得意分野を生かし、評議員会全体として機能を果たしていくことが期待されます。

社会福祉法人制度の概要と評議員の役割

～地域に根ざした社会福祉法人の運営にむけて～

地域の福祉ニーズが多様化・複雑化するなか、社会福祉法人は、福祉サービスの中核的な担い手として、これまで以上に地域社会に貢献していくことが期待されています。また、公益性・非営利性を持った組織として、運営の透明性を確保することや組織経営のガバナンスを強化していくことが求められています。

こうしたなか、社会福祉法人制度改革が行われ、平成29年4月1日より、すべての社会福祉法人が評議員会を設置することとなりました。本パンフレットでは、これから社会福祉法人の評議員になる方にむけて、社会福祉法人制度の概要や評議員の役割について解説します。



社会福祉法人 全国社会福祉協議会

心れあいネットワーク
社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL: 03-3581-4655 FAX: 03-3581-7858 (地域福祉部)